

議案第 1 6 4 号

川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市武道館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市武道館条例の一部を改正する条例

川崎市武道館条例（昭和 5 1 年川崎市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 個人利用料の表中「2 0 歳」を「1 8 歳」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

柔道場及び剣道場の個人利用料に係る年齢区分を変更するため、この条例を制定するものである。